

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
阿 部 伊知雄	1. 今年度の「未来投資型予算」の執行状況について 今年度の未来投資型の予算編成において、福田市長の考えている施策がどのくらい実行に移され進行しているのか伺います。 (1) まず、小学校及び中学校の屋内運動場空調設備設置事業について、現在の進捗状況を伺います。 (2) 次に、令和8年度当初予算に上がっている市民生活に影響が大きいと思われる2つの施策について伺います。 ア 10月から始まるコミュニティバス（A I オンデマンドバス）運行事業の準備状況について伺います。 イ 縁タメシティプラットフォーム事業は、市民生活に大きな影響を与える大変大きな、また重要な事業だと私は思っています。しかし、市民にとっては少しわかりづらい点があると思います。その事業内容の意義と現在の進捗状況について伺います。 (3) 今後も予算編成において、今年度のように財政調整基金を使って未来投資型の予算編成を行うのか、今後の予算編成の方針を伺います。 (4) 福田市長は、中間市の持続可能な発展をめざし、今後の市政は経済・福祉・教育を柱にして進めていくことを話されました。そのために今年度の当初予算は、未来投資型予算編成を実施しました。市長が考えている市の構想の実現が現在どれくらい進んでいると考えているのか伺います。	市 長 担当部課長
	2. 中間市と企業との連携協定について 中間市は現在、多くの企業と連携協定を結んでいます。「広報なかま」によると、今年に入り、2月17日に「サイバーステップホールディングス株式会社」と連携協定を結んだのははじめ、3月から6月までの間に7つの企業と連携協定を結んでいます。そのような企業との連携協定が市民生活の向上にどのように関わっているのか伺います。 (1) 現在、中間市はいくつの企業と連携協定を結んでいるのか伺います。 (2) 企業と連携協定を結ぶ目的について伺います。 (3) 具体的に企業と連携協定を結ぶことで、私たち市民にどのようなメリットがあるのか伺います。 (4) 現在、連携協定を結んでいる企業の、市民に対する今後の具体的な活動について伺います。	市 長 担当部課長
森 上 晋 平	1. 水道料金改定を市民に問う前提としての無駄の取り切り及び防災・国土強靱化に資する老朽インフラの予防保全・A I 診断・包括的民間委託の導入並びに国家賠償法第2条への備えについて 本市の上下水道・道路・橋梁など高度経済成長期の施設が一斉に更新期を迎えています。既存インフラを丁寧に長く使い、	市 長 担当部課長

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
森 上 晋 平	財政支出は抑え、それでも市民の安全と品質は守り抜かなければなりません。この三つを同時に成り立たせる道は一つ、「壊れてから直す」事後対応から「壊れる前に手当てする」予防保全への転換と、職員をふやさずに体制を保つA I 診断・包括的民間委託、そして国費の最大活用です。 (1) 水道料金改定の経緯と無駄の取り切りについて ア 今般の水道料金の改定について、改定がやむを得ないと判断するに至った経緯と理由を伺います。 イ 市は更新投資の無駄を取り切る責任を負います。総務省が求めた経営戦略の改定について、本市の対応状況はいかがでしょうか。改定済みであれば、料金根拠の見える化と新技術活用をどう盛り込んだのか、未改定であれば、令和8年度から管路耐震化事業等の地方財政措置の対象から外れることを踏まえ、いつ改定するのか伺います。 ウ 本市の水道管の現状について、法定耐用年数を超えた経年管の延長と総延長に占める割合、耐震化された管の割合、近年の漏水・破裂事故の発生件数を具体的にお示しください。併せて、これらを市はどの程度正確に把握できているのか伺います。 エ 経過年数による一律更新から、危険度に基づく優先順位付けへの転換について、市の考えを伺います。 また、A I 管路劣化診断を、料金の上げ幅の最小化と国の財政支援の要件を同時に満たす手段として導入する考えはあるか、導入を見送る場合には、劣化把握の遅れによる事故リスクと国家賠償法第2条に基づく賠償リスクの増大を市が引き受けることとなるが、この点についての市の認識も伺います。 併せて、予防保全への移行期には、一時的に二重負担が生じ、かえって財政を圧迫し料金転嫁を招くとの懸念があり得ますが、事後対応のコストこそ、予防保全の数倍から十数倍に跳ね上がる最大の無駄です。求めているのは全事業の一斉移行ではなく、A I 診断によるトリアージであり、予算の総枠は管理可能であると考えますが、市の見解を伺います。 (2) 道路の維持管理と国家賠償法第2条への備えについて 「予算がなかった」は、最高裁で通用いたしません。老朽インフラを放置して事故が起されば、市は過失の有無を問わず賠償責任を負い、現実には、市道の穴で歩行者が転んで市が敗訴し、市民の税金から賠償を払った判決が存在します。 本市の市道の舗装・路面が、現にどれだけ傷んでいるのか、現状について伺います。ひび割れ・わだち・段差・ポットホールなど損傷の発生状況、損傷・劣化が進行した区間の延長や割合、近年の市民からの通報・補修要望の件数と、そのうち未対応のまま残っている件数を具体的にお示しください。	市 長 担当部課長

— 一般質問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
森 上 晋 平	また、本市の市道の点検実施状況と未点検区間の把握状況及び一般車両・スマートフォン等を用いたA I 路面診断を「ながら点検」として公用車等に搭載し、職員をふやさずに点検網を整備する手法を検討する考えはあるか、職員の負担をふやすことなく、マンパワーを危険箇所と計画策定に集中させる働き方改革であるという認識について、市の考えを伺います。 (3) 道路政策におけるA I ・国の公的ツールの活用について 限られた予算と人で安全を守るには、A I と国の公的ツールが要となりますが、A I は万能ではなく、点検すべき範囲を絞り込む道具です。国土交通省の点検支援技術性能カタログ等の国の公的ツールとA I 診断を、点検・診断の優先順位付けに活用する考えがあるか、市の見解を伺います。 (4) 道路管理の包括的民間委託と地元事業者の保護について ア 道路維持管理の包括的民間委託へ舵を切るべきではないでしょうか。A I を委託に内包し、体制をふやさずに高度化できるとの認識はあるのか伺います。 イ 地域経済と災害初動力を守るため、大手と地元業者の共同企業体の結成の必須化又は維持管理実務の地元事業者への再委託・分離発注の義務付けといった条件を設ける意思はあるでしょうか。国土交通省が推奨する総合評価落札方式では、価格に加え地域貢献度や災害時協定の有無を評価項目として加点でき、災害時の初動力を維持するための合理的かつ確立した発注手法です。総合評価方式での地域貢献度の加点を含め、地元を守る発注設計を行う考えはあるのか伺います。 ウ 国土交通省のガイドラインは、包括的民間委託を導入しても、管理者としての責任は委託者である市に残り、委託によって免れも軽減もされないと明言しており、事故が起これば、市が国家賠償法第2条で責任を負い、原因が受託者であれば市が受託者に求償するという構造になります。だからこそ、受託者の業務水準を市が監督・検証する体制、事故時の賠償の分担と市から受託者への求償の取り決め、受託者への賠償責任保険の付保義務を契約に明記すべきではないでしょうか。市の認識と方針を伺います。 (5) 防災・国土強靱化の枠組みによる国費の最大活用について 令和8年度は国土強靱化中期計画の初年度です。国の道路メンテナンス事業補助は、A I 等の新技術活用を採択優遇の条件としています。 ア 本改革を、政府の第1次国土強靱化実施中期計画と骨太の方針2025に呼応する防災・インフラDXとして位置づけ、国費を最大限に活用する考えはあるか伺います。また、道路メンテナンス事業補助等の活用に当たり、本市の個別施設計画（長寿命化修繕計画）の策定状況、避難路・	市 長 担当部課長

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
森 上 晋 平	緊急輸送路にかかる施設の優先度、今後の具体的な導入工程を伺います。 イ 国による診断・修繕の代行や技術支援を活用する考えはあるのか伺います。 ウ 老朽化した水道管や道路は、いずれ必ず更新しなければならない本市の確定債務であり、今取り組めば国土強靱化の手厚い国費や地方財政措置を活用することができます。今、国費を呼び込み将来の負担を最小化することこそ、真の行財政改革ではないでしょうか。市の見解を伺います。	市長 担当部課長
	2. 学校再編の財政検証と新方針及び全国学力・学習状況調査が示した課題への対応並びに子どもの学びと生活を市全体で支える施策について (1) 市長は、令和8年5月19日の総合教育会議において、約193億円の中学校2校新築を柱とする実施計画を前に、学校再編方針の一部見直しを表明されました。この判断が妥当であったのか否かは、財政の事実によって検証されるべきものであります。本市の中長期財政収支試算は、今後10年間の行政需要約470億円と、令和13年度における基金枯渇の見通しを示しています。 ア 学校建設が財政に与える影響について 本市の中長期財政収支試算の算出において中学校2校新築に係る行政需要が盛り込まれているのかについて、伺います。 イ 新しい再編ロードマップについて (ア) 小学校を含めた新たなロードマップを、いつ、どのような手続きで決定し、市民にお示しいただけるのか、時期の見通しを伺います。 (イ) 総合教育会議における市長の指示について、担当・期限・予算措置を明確にするフォロー体制を構築する考えがあるのか伺います。 ウ 子どもと保護者への配慮について 中間南中学校を一時統合校とする期間は実施計画上約4年とされ、新築時期の変更により延伸され得ます。一時統合の開始時期と想定期間、延伸される場合の南中学校の受け入れ環境の整備、環境の変化を経験する生徒への心のケア体制及びこども基本法第11条に基づく子ども本人からの意見聴取を、いつまでに、誰が、どのような方法で行うのか、ロードマップの決定前に実施する考えと併せて具体的に伺います。 (2) 全国学力・学習状況調査が示した課題への対応と、子どもの学びと生活を市全体で支える施策について ア 教育のソフト事業の定義と到達目標について (ア) 市長の言われるソフトの充実に、児童生徒の学力向上とスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー	市長 教育長 担当部課長

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)

令和8年9月3日

NO. 5

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
森 上 晋 平	等の人的配置は、どのように位置づけられるのでしょうか。また、人的配置を今後どの部局が担っていくのか伺います。 (イ) 学力向上の到達目標について、成果指標と先行指標を、期限を付して設定し公表する考えがあるのか伺います。 (ウ) 教育に関する大綱の策定権限は法律上市長にあります。現行の中間市教育大綱に学力の数値目標を明記する改定を行う考えと、その時期を伺います。 イ 家庭学習・生活習慣への具体策について 朝食を毎日食べる児童の割合が全国を8.7ポイント下回る現状を受け、登校前の時間帯に朝食を提供する場を設ける考えがあるのか、全児童生徒対象・任意参加とし、運営はこども食堂・NPO・企業等への委託により教員を関与させず、財源はこども家庭庁のこどもの居場所づくり事業や企業版ふるさと納税を活用することについて、市の考えを伺います。 また、夏季休業中の朝食の提供と希望参加型の学びの場を、委託事業者・地域人材・大学生等の運営により、教員を関与させずに開設する考えがあるか伺います。 ウ 先生を支える体制について (ア) スクールロイヤーについて、福岡県教育委員会が配置するスクールロイヤーを本市の小中学校が活用できるかを県に照会し導入を検討するとともに、その体制が整わない場合は、本市の顧問弁護士に学校及び市教育委員会から直接相談できる経路を規程又は要領により明文化する考えがあるか伺います。 (イ) 家庭児童相談のレベルに達する保護者対応が、先生方の授業準備の時間を奪っています。これは教育委員会だけで背負える課題ではなく、福祉部局との常設的な連携体制が必要と考えますが、教育・福祉双方の見解を伺います。 (3) 将来の小中高12年を貫く一貫教育の構想について ア 小中高12年一貫の構想と工程について (ア) 公立において小学校から高等学校までを一つの学校とする制度は存在せず、本市の現実的な方策は、市立小中学校の一貫と、市立中学校と県立中間高校との連携型中高一貫教育という二段の接続であると理解していますが、この整理でよいか、市の見解を伺います。 (イ) 併設型小中学校は、既存の校舎のまま、校長二人の体制のまま設置することができ、既存校舎を活用して再編を進めるという新方針と両立します。再編と同時に併設型による小中一貫教育を開始し、約10年後の新築の時点で施設一体型の義務教育学校へ移行する工程を、新しいロードマップの選択肢として検討する考えがあるか伺います。学校再編に伴う小学校の配置に関する方針案と	市 長 教 育 長 担当部課長

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 6

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
森 上 晋 平	の関係も併せてお示してください。 (ウ) 就学前施設、小学校、中学校及び県立中間高校を貫く12年間の学びの全体構想の策定に着手する考えがあるか伺います。 また、県立中間高校との連携型中高一貫教育について、福岡県教育委員会への協議の申し入れの時期を伺います。中間高校の定員充足と地元進学の流れをつくることは、高校生世代の市外流出を抑え、本市の人口定着に直結する政策であると考えますが、市の見解を伺います。	市 長 教 育 長 担当部課長
迫 田 隆 太	1. 防犯対策の強化について (1) 防犯カメラの整備について ア 本市における防犯カメラの設置状況について伺います。 イ 今後の防犯カメラ整備に関する方針について伺います。 (2) 防犯灯及び街路灯の整備について ア 本市における防犯灯及び街路灯の設置状況について伺います。 イ 夜間に暗く危険性が高い箇所の把握状況について伺います。 ウ 自治会等からの設置要望への対応状況について伺います。 エ 防犯灯の増設及びLED化の推進についての市の考えを伺います。 (3) 地域と連携した防犯対策について ア 自治会、学校及び関係団体と連携した防犯活動の現状について伺います。 イ 地域住民による見守り活動や防犯パトロールに対する支援状況について伺います。 ウ 自治会等が設置する防犯カメラ及び防犯灯への支援制度について伺います。 (4) 今後の防犯環境整備について ア 今後、本市の防犯環境整備をどのように進めていくのか市の考えを伺います。	市 長 担当部課長
掛 田 るみ子	1. 内水氾濫の対策について 先日、千葉県に大雨特別警報が出た豪雨は、冠水した道路での死者など大きな被害をもたらしています。前例がないような集中豪雨が多発している今、排水能力を超えて起きる内水氾濫への備えが必要です。中間市の内水氾濫の対策について伺います。 (1) 現在行っている対策について (2) 雨水対策の基準雨量について (3) 本市における最大降雨量について (4) 内水ハザードマップの必要性について	市 長 担当部課長

— 一 般 質 問 (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 7

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 るみ子	2. マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の普及について 市民の命を守るには、災害が起きたときに、自分や家族が「いつ」「何をするか」を時間軸に沿ってあらかじめ決めておく、一人一人の「避難計画」であるマイ・タイムラインの作成による意識啓発が有効と考えます。マイ・タイムラインへの見解と普及について伺います。 (1) マイ・タイムラインの周知について (2) マイ・タイムラインの作成支援について	市 長 担当部課長
	3. ペット防災手帳（アプリ）の活用について (1) 中間市の避難所は、ペットの同行避難が可能になっています。普段からのしつけなどで、災害時に備えてもらえるように、ペット防災手帳（アプリ）の活用について見解を伺います。	市 長 担当部課長
	4. 災害時の応援協定について 災害発生時に備え、様々な応援協定が締結されています。どのような協定があり、どのように機能していくのか伺います。 (1) 協定の種類について (2) 協定先との連絡等、指揮系統について (3) 応援部隊の宿泊への対応について (4) 実際に機能するように平時からどのような点検や訓練を行っているのかについて	市 長 担当部課長
原 口 佳 三	1. 管理されていない空き家等の植木について 総務省が公表した最新の住宅・土地統計調査によると、日本全国の空き家総数は約900万戸で、過去最多を更新しています。日本の全住宅に占める空き家の割合は13.8%に達しており、およそ7軒に1軒が空き家という深刻な現状です。そのうち、放置された空き家が385万6千戸となっています。 管理されていない空き家では、植木が繁茂し、落ち葉が大量に発生し、近隣の方たちが掃除をして片付けているのが現状です。そのことで、近隣の方に大きな負担がかかっています。そこで、伺います。 (1) 空き家の件数について ア 中間市内の空き家の軒数はどのくらいありますか。 イ 所有者が判明している空き家の軒数はどのくらいありますか。 ウ そのうち、管理されている空き家の軒数はどのくらいありますか。 (2) 空き家に関する苦情・相談について ア 空き家に関する苦情・相談について、昨年1年間の件数はどのくらいありますか。 イ 苦情・相談のうち、一番多い内容は何ですか。 ウ 解決できた件数はどのくらいありますか。	市 長 担当部課長

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 8

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
原 口 佳 三	(3) 管理する所有者が空き家の植木の伐採や煎定を行う際に、市が補助金や助成金を出すことができないのでしょうか。 (4) 空き家への対応について ア 長年放置されている空き家に対し、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、勧告→命令→行政代執行という手続きができないのでしょうか。 イ 管理不完全空き家について、敷地の固定資産税の優遇措置を即座に解除し、所有者に経済的ペナルティを与えることができないのでしょうか。 ウ 中間市独自の条例等を策定することができないのでしょうか。 (5) 現在、中間市は高齢化が進んでおり、空き家ではないものの庭の植木の手入れができない高齢者世帯がおられると思います。そこで、シルバー人材センターを活用し、低価格で剪定等を行うなど支援はできないのでしょうか。	市 長 担当部課長
大 和 永 治	1. 公共調達における競争性及び透明性の確保について 公共調達の在り方について、如何にして競争性を担保しつつ、透明性を確保すべきか、先に行われた、なかまハーモニーホール及び中間市体育文化センターの空調設備等更新事業の大型プロポーザルの実例を踏まえつつ、伺います。 (1) 本件プロポーザルの概要について (2) 公示期間及び提案期間の設定について (3) プロポーザルの募集について (4) 一者応募となった要因について (5) 一般的な準備期間について (6) 市場性及び競争性の確保について (7) 発注方法について (8) マネジメントについて (9) 原因究明について (10) 制度改善について (11) 副市長の見解について	市 長 担当部課長
大 村 秀 三	1. 大型公共施設改修事業における契約及び事業執行について なかまハーモニーホール及び中間市体育文化センターの空調設備等更新事業について伺います。 (1) 一者応募に至った具体的な経緯について (2) 公募、周知方法について (3) 提案準備期間について (4) 契約前の現地調査・設備診断について (5) 契約範囲・仕様について (6) 工程管理・資材調達について (7) 約10億円の工事価格について (8) 発注者としての管理責任について	市 長 担当部課長

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月3日

NO. 9

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
植 本 種 實	1. 中間市の教育行政について 本年8月1日に新教育長が就任されたことを受け、教育行政に関する以下の点について伺います。 (1) 本市の教育行政について、今後どのように取り組まれていくのか、その方針と抱負を伺います。 (2) 小中学校の再編に係る考えを伺います。 (3) いじめや不登校対策、社会教育の推進、学童保育の担い手不足、児童の貧困対策、学力向上に向けた取組など多岐にわたる課題に対し、どのように取り組まれるのか伺います。	教 育 長 担当部課長
	2. 学校再編について 学校施設の老朽化はどんどん進み、待つてはくれません。学校再編は早急に進めるべきと考え、以下の点について伺います。 (1) 令和8年5月19日の総合教育会議で、市長から社会情勢や学校建設費の高騰を踏まえ、校舎の新築・供用開始の方針を一部見直す考えが示されましたが、本年3月に策定された「中間市新中学校施設整備実施計画」は、現在も有効な計画として位置づけられているのか伺います。 (2) 新中学校施設の供用開始を10年後、小学校を20年後に目指すならば、学校再編を改めて検討するため、新たな検討委員会を設置してはどうか伺います。 (3) 学校の再編については、市民の方からもいろいろな意見を聞きますが、私は、小学校はそのまま6校を維持し、中学校は2校に再編する案がいいと考えています。現行の案以外も試算をして、計画を立ててみてはいかがでしょうか。	市 長 教 育 長 担当部課長
	3. 災害対策について (1) 市民が自分の住む地域の災害リスクや避難場所を正しく理解するため、ハザードマップの見方などを学ぶ講座を全市民向けに開催してはどうですか。 (2) 震度7の地震が本市で発生したことを想定し、避難訓練だけでなく、避難所の開設や運営、避難生活までを実際に体験する実践的な防災訓練を市内全域で実施してはどうですか。 (3) 本市が指定する福祉避難所について、想定される要配慮者数に対して、受入れ可能人数は十分に確保されていますか。併せて、目に障がいがある方など、一人で避難することが難しい方が避難所まで移動する手段を確保する必要がありますが、災害が発生した際、障がいがある方がどのように避難するのか、避難方法を事前に取り決めるなど対策は行っていますか。 (4) 中間市における災害ごみの取扱いについて、中間市で災害ごみが発生した場合、どこが集約場所となっていますか。また、災害ごみ処理における市の役割を伺います。	市 長 担当部課長

— 一 般 質 問 — (令和8年第4回中間市議会定例会)
令和8年9月4日

NO. 10

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
田 口 澄 雄	1. 暑さ対策としてのエアコンの設置助成について (1) 今年の気温は昨年と比べても、確実に上昇しています。すでにヨーロッパでは、ドイツ・フランス・イギリスの3か国で1万4千人を超える熱中症による死者が出ており、我が国でも、暑さ対策としてのエアコンの設置が必至です。市として、早急にエアコン設置に対する助成制度の創設を求めますが、見解を伺います。	市 長 担当部課長
	2. 水道料金改定の中止について (1) 来年度からの水道料金の改定について、適正料金の設定と周知徹底する期間としての1年間の延期だったとの説明がありました。 しかし、その後、国の消費税に対する対応等、経済環境が変化している中で、来年度の料金改定は、再度考え直すべきではないかと思います。 また、市民の生の声を反映する対応を考えるべきではないかと思いますが、市の考えを伺います。	市 長 担当部課長
	3. 国民健康保険の県単位化への市としての対応と子どもの均等割の18歳までの完全無償化について (1) 国民健康保険料(税)の、県単位化についての動きが始まっています。大阪府と奈良県がすでに実施していますが、大阪府ではすべての市町村が、奈良県では8割以上の市町村が値上げとなっています。 国民健康保険税の値上げにつながるような県単位化については、県に中止を求めるよう要望しますが、市の見解を伺います。 (2) また、国は、18歳までの子どもの均等割負担の無償化へ向けて一歩進み始めましたが、国の動向を待つまでもなく、中間市として、完全無償化を前向きに検討すべきだと思いますが、見解を伺います。	市 長 担当部課長
原 舞	1. 災害時の備えについて 7月28日に発生した熊本地震を受けて、実際に現地に赴き被災地の現状、避難所の状況を初めて目の当たりにしました。 本市は、災害が少ない地域と言われていますが、災害はいつ起こるか誰にもわかりません。そこで質問です。 (1) 本市における自主防災組織の機能、また、現状の活動状況を伺います。 (2) 本市における避難行動要支援者についての実態把握及びリスト化の状況について伺います。 (3) 本市では自治会の公民館の多くが指定緊急避難所に指定されていますが、各自治会に対して備蓄品の補助等があるか伺います。	担当部課長

— 一 般 質 問 (令和8年第4回中間市議会定例会)

令和8年9月4日

NO. 11

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
原 舞	2. 夏季休業中の酷暑対策及び食支援について (1) 先日、いつもこども食堂に来るこどもが顔を真っ赤にして歩いていたので声掛けをしました。話を聞くと、家にずっといたら冷房による電気代がかかるため遊びに行くようお母さんに言われているとのことでした。屋内にある図書館や商業施設は涼しい環境ではありますが、思い切り遊べる環境ではないので外にいても話してくれました。記録的な猛暑が続き、本市でもほぼ毎日熱中症アラートが発令されている中での出来事だったので、熱中症に留意して、なるべく屋内にいて水分補給をすることをすすめました。加えて、学校給食がない期間の夏休みは、こども達の食事について悩んでいる保護者からの相談も少なくありません。物価高騰もあり昼食の準備も容易ではないとの悩みが寄せられています。そこで質問です。 本市における夏休み中のこどもの居場所及び食支援の現状を伺います。	担当部課長
	3. 中学校における水泳授業について 一学期の終わり、あるいは二学期になると市内の中学校では毎年水泳の授業が実施されていると思います。そこで質問です。 (1) 本市における中学校での水泳授業の目的を伺います。 (2) 市内全中学校で同じように水泳授業が実施されているか伺います。	担当部課長